

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： NISAの恒久化、非課税枠の拡大

個人の株式や投資信託の売却益・配当に約20%の所得税が課税されないNISA制度の拡充・恒久化が行われます。

NISAの具体的なしくみ

NISA口座内で、年間投資限度額内で投資した株式や投資信託の売却益・配当には所得税が課税されません。年間投資限度額を超える分は通常の課税口座(一般口座や特定口座)として取り扱われます。1人1口座に限り開設可能。特定口座や一般口座での既保有銘柄の移管はできません。

改正案

項目	現行制度		改正案
	一般NISA	つみたてNISA	
年間投資限度額	120万円	40万円	成長投資：120万円 つみたて投資：240万円 併用可 最大360万円
非課税期間	最長5年	最長20年	制限なし
非課税限度額 (総枠)	取得価額600万円 までの譲渡	取得価額800万円 までの譲渡	取得価額1,800万円での譲渡 (うち、成長投資1,200万円)
投資可能期間	2023年12月31日 まで	2042年12月31日 まで	2024年1月1日以降
投資対象商品 (基本的に金融機関が対象 商品か案内しています)	上場株式、上場新株 予約権付社債、公募等株式 投資信託等	一定の公募等株式投資 信託	成長投資：上場株式・投資信託等 つみたて投資：一定の公募等株式投資 信託(つみたてNISA対象商品と同様)
対象者	居住者等(18歳以上)		

お見逃しなく！

NISA口座内で保有する株式や投資信託の売却損失はなかったものとして取り扱われます。損失の繰越控除及び一般口座や特定口座で保有する金融商品の売却益・配当との損益通算はできません。